

マンホールトイレ等一式購入 仕様書

1 品名及び数量

- | | |
|---|-----|
| ① 災害用トイレ（洋式・車椅子対応） | 1 基 |
| ② 災害用マンホールトイレ | 5 基 |
| ③ パーソナルテント L | 5 張 |
| ④ 超小型軽量送水装置 | 1 式 |
| ＜付属品＞：吸管×1、呼び水用ハンドポンプ×1、
専用ストレートノズル×1、燃料給油キット×1、
高圧送水専用ホース 40 mm×20m×1、専用工具×1 | |
| ⑤ 防災パーゴラテント | 1 張 |

2 規 格

各機材においては、下記の参考品及びそれに準ずるものとする。

- ① 災害用トイレ（洋式・車椅子対応）

参考品名：ドント・コイ MH型（洋式・車椅子対応）【同等品可】

数 量：1 基

寸 法（収納時）：（幅）1,370×（奥行）620×（高さ）520 mm程度

（組立時）：（幅）1,300×（奥行）1,550×（高さ）1,920 mm程度

重 量：50 kg程度

形 状：テント型

材 質：外装：防災遮光ターポリンシート製幌

便槽：ターポリンシート

メッシュ材：高強力ポリエステル・フィラメントシート

鍵の有無：有（ノブ式本締錠を採用。）

使用回数：5,500 回以上

初期水：無し

耐用年数：長期間（※備蓄状況による）

特記事項

- ・固液分離方式を採用し、汲み取り無しで長期間の連続使用が可能であること。
- ・工具不要で誰でも簡単に短時間で組立・設置が可能であること。
- ・アルミ製の保護箱で便槽の破損を防ぎ、長期間衛生的に使用が可能であること。
- ・車椅子が自転できる空間があり、介助者の手助けがし易い構造であること。
- ・使用者のシルエットが映らないよう遮光率 99.9%以上の素材を採用

していること。

② 災害用マンホールトイレ

参考品名：V E 1 0 0 M【同等品可】

数 量：5 基

寸 法：本体 67×52×H79～86.5 cm程度

収納 77×19×68 cm程度

便座高さ 40～47.5 cm程度（4段階調節可能）

手すり内幅 54 cm程度

質 量：10.3 kg程度（収納時 11.8 kg程度）

耐荷重：150 kg

マンホール内径：20～40 cm

材 質：プレート スチール

フレーム アルミ

便座・背もたれ：ポリエチレン

付属品：汚物処理袋用ネット、コンクリート釘、ペーパーホルダー、
ペーパー、位置決めボルトセット、六角レンチ、スパナ

特記事項

- ・手すり、背もたれ付きの様式トイレで、フレーム、便座、プレートの3つの部品で構成され、特別な工具を必要とせず簡単に組立可能であること。

フレーム

- ・折りたたみ式で、組立時に広げるだけの一体構造であること。
- ・手すり内幅は54 cm、握り部分に青色の発泡ゴムが付いていること。
- ・着座時の後方転倒防止及び座位の保持を助ける背もたれ付きであること。
- ・脚先部分のプッシュボタンで座面高さを4段階に調節可能であること。

便座

- ・跳ね上げ可能なポリエチレン製O型便座であること。
- ・汚物をマンホール内に落とし込む「スリーブ」と、市販の簡易トイレ（便袋）をセットできる「汚物処理袋用ネット」が取り付け可能であること。

プレート

- ・フレーム固定用のソケット付きで、付属の六角レンチで締め付けることで組立後に一体となる構造であること。
- ・トイレ固定用にペグ用とコンクリート釘用の打ち込み穴が四隅に各1

- ヶ所、合計4ヶ所ずつあること。
- ・マンホールへの開口穴は直径20cm程度であること。
- ・設置時の位置合わせと横ずれ防止用にマンホールトイレ内径対応用の位置決め穴とボルトが付いていること。

③ パーソナルテントL

参考品名：PTAL【同等品可】

数 量：5張

寸 法：260×185×207cm程度

重 量：7.5kg程度

材 質：テント布地

屋根 ポリエステル150D（PU防水加工）

サイド ポリエステル150D

フレーム スチール

耐水圧：屋根 3000mm、サイド 1500mm

付属品：予備ペーパー用ネット、簡易ハンマー、ペグ、ロープ、布地
収納袋、パイプ収納袋

特記事項

- ・車いす利用者と介護者が一緒に入ることができ、車いすが内部で回転できるスペースがあること。
- ・パイプ差し込み式で特別な工具なしで組み立てできること。
- ・自立タイプで屋外・屋内どちらでも設営可能であること。
- ・入口には内側・外側両面から開閉可能なファスナーが付いていること。
- ・使用中に誤って開けられることを防ぐため、ジッパーのストラップ及び持ち手は内側に収納でき、外側から見えない構造であること。
- ・「使用中」がわかる表示窓部分は赤色であること。
- ・背面に換気用メッシュ窓1ヶ所、テント内には左右に小物入れとタオルなど軽めのものを掛けられるハンガーロープが各1ヶ所付いていること。
- ・テントの軒部分に支線取り付け用ループが4ヶ所、下部にペグ打ち込み用ループが7ヶ所付いていること。
- ・予備ペーパー用ネットが付属し、トイレ用テントとして使用の際、ペーパーを4巻、テント内にストックすることが可能であること。

④ 超小型軽量送水装置一式

参考品番：WICK100M【同等品可】

数 量：1台

重 量：8.4kg程度

寸 法：35×30×31cm程度

口 径：吐出口、給水口 40 mm程度

形 式：2 サイクル空冷単気筒

排気量：47 C C、2.4 H P 程度

付属品：吸管 40 mm×3 m (50 φ フート弁付ストレーナー・ポリガゴ付)、呼び水用ハンドポンプ、専用ストレートノズル、燃料給油キット、燃料携行缶、高圧送水専用ホース 40 mm×20m、予備スパーク・工具一式

特記事項

- ・メンテナンス性を考慮し、エンジンオイルの交換を必要としない2 サイクルエンジン式とすること。
- ・40 mmホースで 300m 以上の送水が可能であること。
- ・送水装置保証期間は 5 年間とし、保証書を提出すること。また必要に応じ保証期間内は毎年無償点検を実施すること。
- ・納入時、取扱説明を実施すること。

⑤ 防災パーゴラテント

参考品番：R X-6 5 0 7 0 G K (変) 用特注防災テント【同等品可】

3 納 入 場 所 門真住宅新集会所内都市政策課保有備蓄倉庫内
(門真市千石西町 2 番 9 -門真住宅自治会集会所)

4 納 入 期 日 令和 7 (2025) 年 12 月 26 日 (金) まで
※納入日については、発注者と相談の上、別途決定するものとする。(12 月中を予定。)

5 支 払 条 件 完了払

6 そ の 他

- ① 納入の際に発生したごみなど不要なものは持ち帰ること。
- ② 車両の乗り入れや台車等の移動時などは付近の安全確認を確実にを行い、納品時に事故等が起きないように細心の注意を払うこと。
- ③ 納入にあたっては日本国の各種関連法令を遵守しなければならない。
- ④ 納入後の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、本市の再検査を受けなければならない。
- ⑤ 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約履行時に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。
- ⑥ 業務の処理に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。

担当：まちづくり部 都市政策課 市営住宅G 田中

電話番号：06-6902-6391

F A X：06-6902-1323

メール：jutaku@city.kadoma.osaka.jp

イーjeeプール・混合ガソリン缶セット一式購入 仕様書

1 品名及び数量

- ① イーjeeプール 1 個
- ② 混合ガソリン缶セット 1 セット

2 規 格

各機材においては、下記の参考品及びそれに準ずるものとする。

① イーjeeプール

参考品名：F F－1 0（容量：1,000ℓ）【同等品可】

数 量：1 個

② 混合ガソリン缶セット

数 量：1 セット（1ℓ×4 缶）

寸 法：220×220×175 mm程度

重 量：4.6 kg程度

混合比率：50:1

内 容：1 缶 1ℓ入りで、4 缶で1 箱とする。

製造より 3 年間の品質保証付きとする。

ガソリンの種類はレギュラーガソリンとする。

じょうご、缶切り付きとする。

3 納 入 場 所

門真住宅新集会所内都市政策課保有備蓄倉庫内
（門真市千石西町 2 番 9 -門真住宅自治会集会所）

4 納 入 期 日

令和 7（2025）年 12 月 26 日（金）まで

※納入日については、発注者と相談の上、別途決定するものとする。（12 月中を予定。）

5 支 払 条 件

完了払

6 そ の 他

- ① 納入の際に発生したごみなど不要なものは持ち帰ること。
- ② 車両の乗り入れや台車等の移動時などは付近の安全確認を確実にし、納品時に事故等が起きないように細心の注意を払うこと。
- ③ 納入にあたっては日本国の各種関連法令を遵守しなければならない。
- ④ 納入後の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、本市の再検査を受けなければならない。
- ⑤ 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約履行時に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。
- ⑥ 業務の処理に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の

発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。

担当：まちづくり部 都市政策課 市営住宅G 田中

電話番号：06-6902-6391

F A X：06-6902-1323

メール：jutaku@city.kadoma.osaka.jp